

「令和8年度 近畿地方整備局(港湾空港関係)における総合評価落札方式の新たな取り組みに関する説明会」
質疑応答集

令和8年3月25日(水)

No	質問内容	回答
1	<p>■説明会資料P-4 「オーバースペック等」の一部項目の見直しについて</p> <p>No11、12、13について、これまで個別に解除していたものが、今般の変更によって、リストから削除するというものだが、どういった場合に削除するのか伺いたい。</p>	<p>No.11、12、13については、これまで各工事において個別に解除する試行を行ってきた。これらの試行において、参加者から一定数の提案が得られるとともに、当該提案を履行した場合であっても、費用面での負担が過大とならないことが確認された。このため、今般は個別に解除するのではなく、リストから削除する対応とした。</p>
2	<p>■説明会資料P-4 「オーバースペック等」の一部項目の見直しについて</p> <p>No108の承諾が必要な項目についてはどのような経緯でリストから削除されることとなったか伺いたい。</p>	<p>No.108については、港湾工事の共通仕様書において承諾が必要な項目であることから、オーバースペック等として設定していたが、コンクリートの品質確保に一定の効果が認められることから、これまで各工事で個別に解除する試行を行ってきた。試行の結果、将来的な品質向上が期待できると判断したため、リストから削除する対応とした。</p>
3	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>監督職員の承諾が必要な項目に該当する場合、加点評価されない運用がなされているが、なぜそのような運用となっているか伺いたい。</p>	<p>承諾が必要な項目については、港湾工事の共通(特記)仕様書に基づき、監督職員が承諾を行うこととなる。このため、承諾が必要な項目を含む提案については、入札時に評価されたとしても、受注後に監督職員から承諾されない場合が想定される。申請者が監督職員にとって到底承諾できないような提案によって高評価を得て落札し、結果として承諾されない場合、公平性および競争性が担保されなくなる恐れがある。こうした事態を防ぐため、近畿地方整備局港湾空港部独自の制度として本制度を設けている。</p>
4	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>監督職員の承諾が必要な項目に該当する場合、港湾空港関係において、過去に承諾されたものであれば評価されることとなっているが、なぜ港湾空港関係に限定されているのか伺いたい。</p>	<p>本運用は、港湾空港関係工事の特殊性に起因するものと考えており、陸上工事では成立する技術であっても、港湾工事では成立しない場合がある。監督職員の承諾が必要な項目であっても、過去の港湾工事において承諾された実績のある技術であれば、一定の技術の履行確実性は担保されるものと理解している。異なる条件下において実施される工事で判断された技術について、入札時に公平性および競争性を担保しつつ履行確実性を評価することは非常に困難であることから、過去の港湾空港関係工事の実績に限定している。</p>
5	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>「設計図書の変更」とは、どのような変更を想定されているかご教示頂きたい。また、オーバースペック資料の備考欄にその旨明記頂きたい。 (ex. 発注図書(仕様書、図面)の変更、当初図面と最終施工図で僅かでも差異の生じるもの、強度的に問題ないものでも図面・数量に僅かでも変更が出るもの)</p>	<p>No.108に関連する技術については、コンクリート表面に塗布するなど目的物の構造に影響を及ぼさず、目的物の設計に対する照査が必要ないものであり、設計図書(図面)の変更には該当しない。 品質確保、維持管理性等の観点から、当初の設計図書を変更し最終的な設計図書(特記仕様書、図面または数量等)へ反映する必要があると判断される技術提案については、当該提案は「設計図書の変更」に該当するものとし、承諾を要する項目となります。</p>
6	<p>■説明会資料P-4 「オーバースペック等」の一部項目の見直し(2/2)について</p> <p>その他修正事項【数量、図面の変更⇒設計図書の変更】について、最終的に施工図(管理委託に用いる図面)に反映すべき内容の技術提案(承諾願及び承諾書あり)で契約した場合でも、特記仕様書及び図面の変更はないのではと考えられる。 一方で、提案内容が施工図(管理委託に用いる図面)に反映すべき内容であり、「No.88の承諾が必要となる項目」に該当するかの判断が困難なことがあるため、該当可否が読み取れる記述としていただきたいが、見解を伺いたい。</p>	<p>品質確保、維持管理性等の観点から、当初の設計図書を変更し最終的な設計図書(特記仕様書、図面または数量等)へ反映する必要があると判断される技術提案については、当該提案は「設計図書の変更」に該当するものとし、承諾を要する項目となります。 上記趣旨については、【オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(総合評価落札方式)】に記載しております。</p>
7	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>オーバースペックに関する記載での「承諾が必要な項目」について、港湾空港関係において承諾された項目は除くとしているが、WTO対象工事の場合、日本以外の企業に対しても門戸を開くという透明性、無差別性、公共性が求められるものであることを考えると、WTO対象工事については「承諾が必要な項目」を除外するのが望ましいのではないかと。</p>	<p>WTO対象工事においても、承諾が必要な項目に該当するか否かは入札参加資格に関わる項目ではないため、日本以外の企業の入札参加の機会を制限するものではありません。オーバースペック等と判断される記述のうち、提出された技術が監督職員の承諾が必要な項目に該当するか否かについては、あくまで当該技術提案の品質確保、効果の度合い、履行確実性及び加点評価の可否を判断する判断材料の一つとしております。</p>
8	<p>■説明会資料P-8 配置予定技術者の能力について</p> <p>監理技術者と担当技術者で配点が異なっているが、担当技術者など若手職員の活用を考えると監理技術者と担当技術者の配点は同じでも良いのではないかと。</p>	<p>経験を有さない技術者の育成機会の創出のため、「主任(監理)技術者等未経験者育成型工事」の試行を行っている。この試行では、主任(監理)技術者等未経験者を配置する場合、技術指導者を配置することで、評価にあたっては主任(監理)技術者等未経験者の代わりに技術指導者の経験を評価している。</p>
9	<p>■説明会資料P-16 施工実績の緩和(ブロック製作工事)</p> <p>本緩和については、ブロック製作工事に限定されている理由を伺いたい。 また、但し書きにおいて「他工事においても、地域の実情により適切な企業数が確保できない理由で、競争環境が整わない場合でも本試行を適用する場合がある。」と記載されているがどういう意味か伺いたい。</p>	<p>ブロック製作工事に限定している理由は、比較的技術的難易度が低い工事であることに加え、施工方法が長年にわたり大きく変わっていないためと認識している。 なお、本緩和措置は近畿地方整備局港湾空港部独自の取組ではなく、全国統一的な取組として運用されるものである。 対象工事については、ブロック製作工事を基本としているが、地域の実情により十分な企業数が確保できず、競争環境が整わない工事にも適用可能としている。ただし、近畿地整では公告前に対象業者数を確認し、競争性が確保できる要件を設定しているため、該当する工事は多くないと考えている。</p>
10	<p>■説明会資料P-17 施工実績の緩和(ブロック製作工事)</p> <p>緩和案では、「同種性が認められる工事」の実績を有しているにも関わらず、過去15年間の実績だと3点が加算され、16年以上前の実績だと0点と、加点評価に差がつく理由について伺いたい。</p>	<p>これまでは、16年以上前の実績しかない者は競争参加資格を有していなかったが、16年以上前の実績でも入札に参加できるよう緩和された。一方、配点に差をつけることで一定の競争性を担保している。 なお、ご意見については本省港湾局に申し伝えさせていただきます。</p>
11	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>承諾が必要な項目については、近畿地整以外では運用されていないが、近畿地整で運用されている理由を伺いたい。</p>	<p>本取組については、近畿地方整備局港湾空港部独自の取組であり、独自の取組については、各地方整備局港湾空港部に運用が委ねられているところがある。 承諾が必要な項目を含む提案については、入札時に評価されたとしても、受注後に監督職員から承諾されない場合が想定される。 申請者が監督職員にとって到底承諾できないような提案によって高評価を得て落札し、結果として承諾されない場合、公平性および競争性が担保されなくなる恐れがある。こうした事態を防ぐため、近畿地方整備局港湾空港部独自の制度として運用している。</p>

No	質問内容	回答
12	<p>■説明会資料P-8 配置予定技術者の能力について</p> <p>過去においては、監理技術者ではない若手技術者については評価の対象とならなかったが、今回の緩和により評価されるようになる、との理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
13	<p>■説明会資料P-4 「オーバースペック等」の一部項目の見直しについて</p> <p>以下の理解でよろしいか伺いたい。 ・浚渫・床掘に用いるグラブバケットに関する技術提案は、オーバースペック等のリストから除外され、提案自体は可能となるが、加点対象となるかは提案内容による。また、提案内容によっては、オーバースペックと判断される場合もある。 ・コンクリートの養生方法に関する技術提案についても、技術提案は可能だが、提案内容によっては、承諾が必要になる場合もある。</p>	貴見のとおりです。
14	<p>■説明会資料P-20 業務チャレンジ型の評価項目の見直し(1/2)について</p> <p>上段の枠囲い「照査技術者の配点については、標準仕様と同じ考え方で配点」とあるが、説明会資料P-20・21の表には「照査技術者」のことは全く出て来ていない。この「照査技術者の～」の主旨を伺いたい。</p>	業務内容に照査がある建設コンサルタント等業務でチャレンジ型を適応する場合には、P21の技術提案書評価段階において、配置予定技術者の経験及び能力の配点を標準仕様と同様に管理技術者と照査技術者で按分して配点します。
15	<p>■説明会資料P-21 業務チャレンジ型の評価項目の見直し(2/2)について</p> <p>資料右下に「業務能力重視型は現行どおり」とあるが、同ページの表の上には「～要件緩和」とあり、そのすぐ1行下には「～業務能力適用型に適用」と赤字で書かれている。当該記載については、「～技術提案書評価段階における要件緩和」が今回、業務能力重視型のチャレンジ型にも新たに適用される伺いたい。 左下の「業務能力重視型」に係る表において「チャレンジ型」が赤字で記載されており、今回の新たな取り組みにおいて「業務能力重視型のチャレンジ型」に何か変更がある伺いたい。</p>	P-21に記載の技術提案書評価段階における「業務能力重視型」の配点については変更はありません。 同趣旨となるよう、修正版の資料を近畿地方整備局港湾空港部のホームページに掲載しております。
16	<p>■説明会資料P-23 技術者の手持ち業務量を評価する試行(近畿試行)について</p> <p>A評価・B評価・C評価のいずれにも該当しない「契約金額と件数の組み合わせ」が存在すると考え得るが、同組合せの場合の評価はどのようになるのか伺いたい。</p>	A評価でもB評価でもない契約金額と件数の組み合わせについては、C評価として評価することとなります。 説明会資料P-23の表の記載が誤謬となりますので、上記趣旨となるよう修正版を近畿地方整備局港湾空港部のホームページに掲載しております。
17	<p>■説明会資料P-20 業務チャレンジ型の評価項目の見直し(1/2)について</p> <p>表の右にある「フキダシ」のうち、一番下のフキダシが「企業の～緩和」となっているが、フキダシが指している箇所が「企業」ではなく「配置予定管理技術者」の箇所となっている。また、「標準型1:2」へのチャレンジ型は今回新設されるので「緩和」という表現は適切ではないのではないかと。</p>	ご指摘箇所については誤謬となりますので、修正版の資料を近畿地方整備局港湾空港部のホームページに掲載しております。
18	<p>■説明会資料P-21 業務チャレンジ型の評価項目の見直し(2/2)について</p> <p>一番下に「※チャレンジ型においては、業務全体の実施方針に加えて、履行を行う上での留意点を求め業務理解度を評価する」とあるが、この1行の対象となる「業務チャレンジ型」とは、この1行のすぐ上にある「業務能力重視型のチャレンジ型」のみなのか、それとも、簡易型(1:1)のチャレンジ型および(新設される)標準型(1:2)のチャレンジ型も含まれるのか？ (この1行の「すぐ上」にある「業務能力重視型」に係る表の中に「履行上の留意点」が登場していることから、この1行の対象は「業務能力重視型のチャレンジ型」のみのようにも読めなくないと思うことから、念のため、確認させていただきたい)</p>	「※チャレンジ型においては、業務全体の実施方針に加えて、履行を行う上での留意点を求め業務理解度を評価する」という記載は、チャレンジ型適用の業務が指名段階の要件緩和をしているため設けたものであり、標準型1:2、簡易型、業務能力重視型の全てにおいて評価対象となります。 一方で、「履行上の留意点」として配点があるのは業務能力重視型のみとなります。
19	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>必要となる提出書類は、「申請者が過去に実施した工事に関して作成・提出し、かつ発注者が受理した施工計画書等の書類」と記載されているが、申請者が実施した施工実績のみが対象となり、他者が実施した施工実績は対象とならないのか伺いたい。</p>	加点評価の対象は申請者が過去に実施した施工実績のみであり、他者が実施した施工実績は加点評価対象外となります。
20	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>提出された技術が監督職員の承諾が必要な項目に該当する場合とあるが、事務所ごとに承諾を求める運用が異なっている可能性があるのではないかと。 例えば、ある工事では承諾事項に該当せず既に実施されている技術であっても、他の工事では同種の技術提案が承諾が必要な項目に該当すると判断され、その結果、加点評価の対象外となる場合も想定されるのではないかと。</p>	技術提案の評価にあたっては、過去の工事で承諾が必要な項目に該当したかではなく、当該技術提案で活用される技術が【オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(総合評価落札方式)】の承諾が必要な項目に該当するか否かで判断することになります。
21	<p>全体として入札参加資格等の要件緩和が図られている一方で、加点評価において配点の差が設けられている場合、結果として参加を見送る事業者が発生するおそれがあるのではないかと。見解を伺いたい。</p>	加点評価における配点については、全国統一的な運用となるため、ご意見については本省港湾局に申し伝えさせていただきたい。
22	<p>■説明会資料P-18 施工体制の評価方法の変更について</p> <p>施工体制の評価に係るヒアリングの省略が可能とされているが、提出した書類内容に疑問がないとの判断で提出した者にとっては、ヒアリングの有無がどのようになるのかわからない場合、ヒアリングを待つ必要があるのではないかと。</p>	入札書、工事費内訳書、様式17に疑義がない場合は、原則、施工体制の評価に係るヒアリングを省略することと考えている。 上記について疑義が生じた場合には、様式17に記載いただいている担当者に対し、ヒアリングをさせていただくことがあります。なお、担当者が不在の場合には、追って当局より連絡の上、ヒアリングを実施することとなります。
23	<p>■説明会資料P-3・4 「オーバースペック等」の一部項目の見直しについて</p> <p>オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(総合評価落札方式)の改訂日は令和8年4月1日付けになるか伺いたい。</p>	貴見のとおりです。

No	質問内容	回答
24	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>入札説明書別紙1【評価基準】の記載内容について、「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(総合評価落札方式)令和6年4月近畿地方整備局港湾空港部」の記載が「令和8年4月」に変更されるという理解でよいか伺いたい。</p> <p>また、「技術の履行に関する具体性および確実性」を担保するための書類 ア)工事関係書類～(エ)履行報告書の書類が有効になるのは、入札説明書に同趣旨が記載された工事からという認識でよいか伺いたい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、「オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和」については、令和8年4月以降に公告される工事を対象としており、「技術の履行に関する具体性および確実性」を担保するための提出書類については、入札説明書に記載予定です。</p>
25	<p>■説明会資料P-9 オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和について</p> <p>すでに公告されている工事については、「オーバースペック等」の一部項目の見直し)の対象外との認識で良いか伺いたい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>